

## 議 事 録

会 議 名	平成29年 第11回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成29年11月22日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 磯川 浩 会長職務代理：5番 相田 孝            委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明            4番 市川澄雄 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正            農地利用最適化推進委員            南部地区 小島新弥 北部地区 露木常夫</p> <p style="text-align: right;">合計9名</p>		
欠席委員	3番 中村基寛 農地利用最適化推進委員中部地区 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：高橋恵一 副主幹：角田直幸 主査：広田智之		
傍聴人	1名		
議 事	<p>日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について            日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について            日程 第3 非農地証明願について            日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について            日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成29年第11回定例総会を開会いたします。            欠席委員は、3番と中部地区農地利用最適化推進委員です。            農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。            本日の議事録署名人に、1番 と 4番 を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。            初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号47号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号47号を朗読)            (説明) 当案件は、位置図にありますとおり中倉見交差点北側、新幹線の高架先左側の農地1筆です。            転用事業の内容は、運送会社を営む事業者が、圏央道 IC 付近に駐車場を探していたところ、所有者との間で土地賃貸借契約が結ばれるはこびとなり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、市街化区域に面的に接していることから第3種農地となり原則許可となります。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の私磯川から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、農地利用最適化推進委員の露木委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。私から説明いたします。</p> <p>会 長：先日、事務局と現地調査に行ってきました。当該地は申請人が取得してから3年が経過し、3作の要件も満たしたことを確認しております。本人が耕作するのが難しくなったための転用で他の農地の影響はありませんの</p>		

で転用することは問題ないと思います。

会 長：続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：当該地は、新幹線の高架に接しており、周辺道路も整備されているため転用することは仕方ないと思われます。また、利用集積上問題はないと思います。

会 長：これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。  
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号47号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長： 総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号47号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に日程第2農地法第5条の規定による許可申請について議案番号48号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号48号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり寒川東中学入口交差点の西側の1筆と1筆の一部です。県道よりの2筆は既に農地転用済みで奥の筆の農地転用です。

転用事業の内容は、東京都に本社がある石油会社がガソリンスタンド兼コンビニを沿道施設として設置を希望していたところ、当該地所有者と賃貸借契約の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。

なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準としては、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。

許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが、中部地区農地利用最適化推進委員欠席のため私から報告します。7番からお願いします。

7 番：11月16日現地調査に行ってきました。当該地は駅から300mで町の中心部と言ってもいい場所で東側はドラックストアがあり非常に交通量が多いところです。申請地を農地転用することは問題ないと思います。

会 長：続いて、私から報告します。

先日事務局と現地調査に行ってきました。当該地は県道に面しており、周辺農地に影響はありません。譲渡人は高齢で耕作できないので、遊休農地になるよりは転用して利用した方が良いのではと思います。

会 長：これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。  
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長： 総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号48号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3、非農地証明願について、議案番号49号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号49号を朗読)(説明)

	<p>当該地は位置図にありますとおり、二本松田端交差点北側にあります市街化調整区域の1筆です。平成11年7月15日に北側125㎡部分を農地転用していましたが、南側部分の残りの筆も資材置場として使用していました。農地転用当初の意図や経緯については、当時の所有者が平成24年に他界しているため、直接聞き取ることが出来ず平成25年に申請者が相続しております。長い期間資材置場として使用され農地への復元が不可能であり、周辺の農地にも影響もありませんので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。</p> <p>会長：続いて地区担当農業委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5番：11月16日に現地調査に行ってきました。南側は資材置場になっており農地の復旧は見込めない状態でした。また、近隣農地には影響ありませんので非農地証明の発行は問題ありません。</p> <p>会長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。当案件について発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号49号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長： 総員挙手</p> <p>会長：では総員挙手ですので、議案番号49号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定いたします。</p> <p>会長：続いて日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告番号90号の1件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について報告番号91号～96号の6件について、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号90～96号を朗読)(説明)</p> <p>いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>7番：報告番号96号についてですが、面積が小さいのはどのような経緯でしょうか。</p> <p>事務局：宅地分譲として一体的に開発しているところに2筆ほど農地が含まれているということで、転用届出がありました。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として審議事項はありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：以上をもちまして平成29年第11回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成29年第11回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子隆夫

議事録署名人 市川澄雄

本議事録は、平成29年12月22日、承認・署名を得て確定しました。